

# 会 議 録

会 議 の 名 称	令和元年度 第3回地域福祉計画推進会議	
開 催 日 時	令和元年 11 月 1 日 (金) 14 時 00 分～16 時 15 分	
開 催 場 所	宍粟市役所北庁舎 401 会議室	
議長 (委員長・会長) 氏 名	地域福祉計画推進会議会長 藤原 慶二	
委 員 氏 名	(出席者) 藤原慶二(会長)、釜井廣子(副会長)、 波多野好則、平瀬順一、大杉史郎、 春名スマ子、進藤弘子、杉本憲昭、 谷林由美、山本正幸	(欠席者) 大前好美、 河津光重
事 務 局 名	健康福祉部 世良部長、大谷次長 健康福祉部社会福祉課 橋本次長兼課長、久内係長、衣笠主査 健康福祉部障害福祉課 三木次長兼課長 健康福祉部介護福祉課 小椋課長 健康福祉部保健福祉課 平尾課長	
傍 聴 人 数	0 人	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 公開・非公開	(非公開の理由)
決 定 事 項	(議題及び決定事項) 別紙のとおり	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3期宍粟市地域福祉計画 (10/23 時点素案)</li> <li>・ 令和元年度 第3回宍粟市地域福祉計画推進会議 次第</li> </ul>	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
(事務局)	1 開 会
(会長)	2 あいさつ (1) 会長 あいさつ
(事務局)	(2) 健康福祉部長 あいさつ
(事務局)	3 出席者の紹介等 本会議にオブザーバーとして出席する健康福祉部障害福祉課長、介護福祉課長、保健福祉課長の紹介。
(事務局)	4 協議事項 続きまして次第4協議事項に入ります。ここから先につきましては会長により進行をお願いします。
(会長)	第1～3章と第4章に分けて協議を行っていきたいと思います。事務局から説明をお願いします。
(事務局)	第1～3章について資料に基づき説明。
(会長)	今の説明に対して何かご意見ご質問はありますか。
(委員)	2ページ下部の地域福祉推進計画(支え合い福祉プラン)の部分だが、(支え合い福祉プラン)は現計画の愛称であり、次期計画でも継続して使用するか未確定であるので、削除する方が良いかと思います。
(事務局)	削除させていただきます。
(委員)	同2ページについて、高齢者福祉計画とあるが正確には老人福祉計画ではないでしょうか。
(事務局)	平成30年3月に策定した現行計画から、高齢者福祉計画に変更されています。
(委員)	今回の計画案を作成するに際して、庁内全体で会議を開催するなどの横断的な調整を図られたかと思うが、そのことが分かるような文章を追記してはどうでしょうか。
(事務局)	会議を開催することはできていないが、事務局で取組内容や関係計画についてまとめて、関係課に確認や修正を依頼するという形でやり取りを行い、必要な調整を図りました。

(会長)	やり取りの回数も多いと思うので、全てを記載することは難しいだろうが、横断的な調整を図ったということを表記できれば良いと思います。
(事務局)	関係課との調整をしたことがわかるように修正します。
(委員)	19 ページの間 21 のボランティア活動の経験についてのアンケート結果だが、「過去に活動していたが、現在はしていない」や「参加したことはなく、今後でも参加したいと思わない」と回答された方の割合が高くて残念に思いました。20 年以上ボランティア協議会としての活動を続けてきましたが、今後どのような形で活動を進めていけば良いでしょうか。
(事務局)	計画の中にも記載しているが、教育や啓発活動、情報発信などの地道な活動を続けていくことが大切かと思えます。行政としても、社会福祉協議会や関係団体と連携してボランティアの普及活動に努めていきたいと考えています。
(委員)	災害のボランティアとは違い、日常的なボランティアについては、若年層などに興味を持ってもらったり参加してもらう機会がないのが現状であり、ボランティア活動をされる方の高齢化が問題になっています。今後、若年層や無関心層にどのようにボランティア活動に参加していただくかが課題となっており、社会福祉協議会でも改革の必要性を感じています。
(会長)	アンケート結果では、23.8%の方が今後参加してみたいと回答されているので、その方々にどう働きかけていくかも重要になってくると思えます。
(副会長)	文言の修正の確認だが、37 ページの基本目標 2 (2)「地域住民主体の見守り・支え合いの <u>関係づくりを推進します</u> 」についてだが、前回の分から変更されたということでしょうか。
(事務局)	前回は「地域住民主体の見守り・支え合いの <u>体制を充実します</u> 」と記載していましたが、体制という表現がいかにも行政っぽい表現であるという指摘がありましたので、今回のように修正しております。
(副会長)	続いて活動指標の関係ですが、30 ページの認知症サポーターの登録者数が前回は 527 人と記載されていたと思うが、今回は 244 人に変更されているがどうということなのでしょうか。
(事務局)	527 人は認知症サポーター養成講座を平成 30 年度に受講された方の人数でありましたが、今回はさらにステップアップ講座を受講してサポーターに登録された方の人数として 244 人に変更させていただいております。
(副会長)	わかりました。続いて 33 ページの福祉避難所の協定数についてですが、前回の 15 から変更されているが、どういうことなのでしょうか。

(事務局)	消防防災課からの情報を元に変更したが、詳細についてすぐに回答できないので、次回会議で回答させていただきます。
(委員)	34～35 ページの 4. 現状からみえる本市における課題の部分について、もう少し宍粟市の現状認識を書き加えていただきたい。つまり、山崎の中心部から城下あたりへの人口の一極集中と特に北部の人口減少が進んでおり市内でも地域差が生じているが、一律に本計画で進めていくということで大丈夫だろうか。例えば、計画の所で波賀・千種ではこういう課題があり、このように進めていく等追記していく必要はないでしょうか。
(会長)	市としての計画であるということと、市の中でも地域性があるという現状の中で、どこに落としどころを持っていくかということだと思うが。
(事務局)	財政上の問題もあり、北部へどれだけの支援ができるかという課題はあるが、北部の問題を放っておくわけにはいかないというのは共通認識であると思います。その辺を計画中に記載できないかと思うのですが。
(事務局)	北部の本質的な課題について十分に記載できていない部分もあるので、一度事務局で預からせていただいて表現を検討させていただきます。
(会長)	34～35 ページのそれぞれの項目に対して、地域性を考慮して追記・修正していけば良いかと思います。
(事務局)	次回までに修正いたします。
(委員)	32 ページの表中の「福祉サービス利用援助事業相談件数」の表記についてだが、現在は「福祉サービス利用援助事業」ではなく「日常生活自立支援事業」に事業名が変更になっているので、修正をお願いします。
(事務局)	了解しました。
(会長)	他にありますでしょうか。ないようでしたら、続いて第 4 章に進めていきますがよろしいでしょうか。 第 4 章が本日の議論の中心となるところですが、基本目標毎に事務局からご説明いただき、委員の皆さまで議論していただくという形で進めさせていただきます。それでは事務局から説明をお願いします。
(事務局)	第 4 章の基本目標 1 について資料に基づき説明。
(会長)	今の説明に対して何かご意見ご質問はありますでしょうか。
(委員)	40 ページについてだが、「市民・地域の取り組み」中の上から 3 番目に「認知症高齢者や障がいのある方に対して理解を深め、正しい知識を持ちます」と

	<p>の記載がありますが、「認知症高齢者や障がいのある方に対して理解を深め、正しい知識を身につけます」に修正した方が良いと思います。</p> <p>46 ページの「市の取り組み」中、一番上に「社会福祉法人連絡協議会の設立を支援し・・・公益的な活動を推進します。」とあり、評価指標に「社会福祉法人連絡協議会の設立」ということで記載されているが、果たしてこれを行政の評価指標として挙げて良いのかという点が気になります。</p>
(委員)	<p>私もこの部分が気になりました。社会福祉法人連絡協議会の設立や公益的な活動は、行政ではなく社会福祉法人が主体で行っていくことだと認識しているので、この部分で記載していただく必要はないのかなとは思っています。</p>
(会長)	<p>公益的な活動を行うことがこの協議会の設立の目的かどうかというところが問題かと思っています。法人が協議会として公益的な活動をする場合もあれば、1 法人が独自に行う場合もあると思うので、市がそれをどのように考えていくかということは確かに重要かと思っています。1 法人では公益的な活動を行うことが難しいというところもあるので、ネットワークを作って協力して行いましょうということはもちろんあると思いますが。</p>
(委員)	<p>地域福祉計画の中で、行政が社会福祉法人の活動を支援することを記載するのは正しいことだと思うのだが、行政の評価指標として「社会福祉法人連絡協議会の設立」を挙げて、設置できたか否かで評価するのはどうなのか。微妙なところだと思います。社会福祉協議会の計画に挙げるべきことなのかとも考えるが。</p>
(事務局)	<p>確かに社会福祉協議会に旗振り役を担っていただき、地域福祉推進計画の中に盛り込んでいただくのが筋かとも考えておりますが。</p>
(委員)	<p>どれだけ社会福祉法人の活動を支援できたかということについて、行政として記載すべき指標を検討し直すべきかと思っています。</p>
(事務局)	<p>当該評価指標につきましては、行政が取り組むべき活動の指標としてどのようなものが最適か会長と相談させていただいたうえで、修正したいと思いません。</p>
(委員)	<p>私が役員を務める社会福祉法人のことだが、NPO から社会福祉法人に移行して間もないということもあるが、法的な拘束や業務も増え、事業の拡大もしていかなければとも考えるし、なかなか大変です。その中で公益的な活動もしていくというのは、どこの社会福祉法人も同じとは思っているのだが、大変です。</p>
(事務局)	<p>社会福祉法の改正により、社会福祉法人の地域における公益的な取り組みについて責務規程が明記されたということだが、実際にはなかなか取り組みが難しいということも理解しています。今後、地域の社会福祉法人で情報共有し、協力して、地域に貢献していってもらうことができたらと考えています。</p>

(委員)	<p>社会福祉法人連絡協議会の設立については、社会福祉協議会が中心になって動いていかなければならないという認識はあり、内部でも協議されてはいるが、社会福祉協議会だけの力ではなかなか進めていくのが難しいという現状もあります。行政の支援も必要かもしれない。周辺の市町でも既に設立している所はあるので、調査して宍粟市に合ったやり方を見つけていきたい。</p>
(委員)	<p>市町村の地域福祉計画に盛り込むべき事項の内の一つとして、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項という項目が挙げられており、市としてどのように進めていくかを記載することとされている。当該項目の中には、民間の新規事業の開発やコーディネート機能の支援、社会福祉法人による「地域における公益的な取組の推進」、福祉・保険・医療と生活に関する他分野との連携方策ということが記載されているので参考にさせていただいたらどうかと思います。</p> <p>46 ページの「社会福祉法人連絡協議会の設立を支援し・・・・・・公益的な活動を<u>推進</u>します。」については、公益的な活動を行うのは社会福祉法人であり市はそれを支援するので、「社会福祉法人連絡協議会の設立を支援し・・・・・・公益的な活動を<u>支援</u>します。」に修正した方が良いかと思います。</p>
(事務局)	<p>社会福祉法人の活動について本計画の中にどのように盛り込んでいくかという検討の中で、それぞれの社会福祉法人が持つ使命や役割を公益的な活動を通じてつないでいくことが必要で、そのためには協議会を設立してネットワークを築くことが必要という考えがあり、今回素案で記載させていただきました。本日いただいた意見を整理させていただき、社会福祉法人が持つ特性や力を地域福祉に活かすためには、一足飛びに協議会の設立とするのではなく、行政としてどのような支援ができるかを再度検討したうえで修正させていただきたいと思います。本計画が5年間、宍粟市の地域福祉の教科書として有効に活用でき、また次の5年間に引き継いでいけるようなものとなるよう、しっかりと作っていききたいと思うので、ご協力をお願いします。</p>
(委員)	<p>宍粟市の社会福祉法人数は何法人になるのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>宍粟市が所管する法人は 12 法人であり、兵庫県が所管する市内に事業所を有する法人を含めるとさらに数法人増えます。</p>
(会長)	<p>協議会の設立を評価指標にすると、設立することを急いでしまい形だけの設立になってしまう可能性もある。12 法人あるということで足並みを揃えにくいということもあると思うし、他市の例を見ると保育所を経営する法人と高齢者施設を経営する法人が一緒に何かをしていくというのはかなり難しいということもあるようなので、宍粟市の特徴も踏まえたうえで、修正を進めていきたいと思います。</p>
(事務局)	<p>社会福祉法人の担当課は社会福祉課となっておりますので、課内でもどのような取組みができるか考えていきたいと思っています。</p>

(会長)	他にありませんでしょうか。ないようでしたら、続いて基本目標2について進めていきます。事務局から説明をお願いします。
(事務局)	第4章の基本目標2について資料に基づき説明。
(会長)	今の説明に対して何かご意見ご質問はありますか。
(委員)	全体的に評価指標が少ないと思います。例えば47ページの「市の取り組み」中、上から2つ目に「既存の施設や空き家・・・「拠点づくり」を推進します。」とあるが、現在連合自治会の関係で空き家対策計画の策定に携わっているというものがあるが、「拠点づくり」がどれくらいのレベルというか範囲というのかのことを意味しているのか気になります。例えば山崎のよいまちプロジェクトでやっているように、空き家を活用して日本酒バーや集会所を作っている例もあるし、私が勤務している福祉作業所でも隣の空き家を活用して障害者相談支援の面接などを行っているという例もある。「拠点づくり」として一括りに記載してしまうのではなく、そのような空き家の活用を数量として評価指標にも取り入れられるような書き方ができないだろうか。
(会長)	空き家対策計画の中の指標とされているものの中で、本計画の中でも活用できるものを確認してみるもの良いかもしれません。数値的なものは難しいのかもしれないが、何か計画とリンクできるものがあるかもしれません。事務局で一度確認をお願いします。
(事務局)	担当課と調整し、検討します。
(委員)	47ページの「市の取り組み」中、上から3番目の「高齢者や障がいのある人、・・・関係機関との連携を図ります。」とあるが、良いことは書いてあるとは思いますが、実際にはもっと具体的な取組を各課で行っていると思います。例えば、事業所はどのようなことを行うなどもっと具体的な目標を記載し、市と事業所が協力してやっていかなければならないということを伝えられるようにできないでしょうか。
(事務局)	2ページの図でお示ししているように、本計画は高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て計画の上位計画として位置づけられています。各分野の具体的な取組については、各個別計画の中に盛り込むという形で対応させていただいているので、ご了承願います。
(会長)	各分野の具体的な施策については、各実行計画の中に落とし込むということですが、その方向性というのは本計画と同じ方向を向いていなければならないという解釈になります。
(委員)	47ページの「市の取り組み」中、一番下の「自治会集会施設等の改修・改築

	を支援し、・・・・・・促進します。」とあるが、現在市民協働課が公民館のバリアフリー化などの改修に係る補助金の交付事務を行っていると思うが、公民会の改修の件数を評価指標として挙げられないでしょうか。数値としては掴みやすいのかと思います。
(事務局)	それはバリアフリー化された公民館が何か所あるかという視点で捉えるのか、それとも当該補助金を活用した件数が何件あるかという視点で捉えるのかどちらでしょうか。バリアフリーということになると基本目標4の範疇になってくるのでしょうか。
(委員)	拠点づくりという観点からすると後者なのかと思いますが。
(会長)	地域福祉計画と言いつつも、福祉以外に関する施策についても多く出てきます。一つの項目に収まらず、複数項目に渡って関係してくるものが出てくるのは仕方がないと思います。指標は多ければ多いほど良いと思うので、この部分についても関係課に確認していただき、本計画の中に活用できるものはないか調べていただけたらと思うので、よろしく願いいたします。
(事務局)	庁内連携で計画を作り上げられるように、他部署と調整した後、修正させていただきたいと思います。
(会長)	他にありませんでしょうか。ないようでしたら、続いて基本目標3について進めていきます。事務局から説明をお願いします。
(事務局)	第4章の基本目標3について資料に基づき説明。
(会長)	今の説明に対して何かご意見ご質問はありますか。
(委員)	53ページの「市の取り組み」中、上から2番目の「・・・・・・ふくし総合相談窓口の設置について検討します。」の部分ですが、「検討します」という表現では弱いかなということと、55ページの評価指標では「ふくし総合相談窓口の設置」として挙げられているので、整合性が取れていないのかと思うのですが。
(事務局)	文言修正を検討します。
(委員)	53ページの「市の取り組み」中、上から4番目の「社会福祉協議会をはじめとする・・・・・・包括的な相談システムの構築を図ります。」の部分ですが、分かりにくいので、もう少し社会福祉協議会と相談するなどして修正できないでしょうか。記録を共有化できる仕組みとか・・・・ また、54ページの下から4つ目の「障がいのある人の自立した・・・・・・「基幹相談支援センター」の相談体制の充実を図ります。」という部分ですが、みずばしょうのことかと思いますが、「相談体制の充実を図る」とは具体的には

	<p>どのようなことをするのかわかりにくいと思います。</p> <p>次に 56 ページの「市の取り組み」中、下から 3 番目の「要保護児童対策地域協議会に・・・・児童虐待等の発生予防及び早期発見・対応行います。」という部分ですが、虐待を見つけた時は通報することが義務化されているということもあるので、「通報ができるような環境づくり」というような記載に変更して、そうすることで「市民・地域の取り組み」の項目ももっと増やすことができないのかなと思います。</p> <p>58 ページにも、「市民・地域の取り組み」中、上から 4 番目に「地域で虐待の兆候を発見した際には、専門機関につなぎます。」という表現があるが、曖昧な感じもあり、読み手にどのように理解されるのかなという心配がある。例えばはっきりと「権利擁護を進めます」など、書き方を変えられないでしょうか。成果指標についても、権利擁護については 1 つしか挙げられていないので、もっと増やせないのかなと思いますが・・・・。</p>
(委員)	<p>「充実します」、「図ります」、「強化します」などの表現が多く用いられているが、実際にどのように充実させたり、図っていったり、強化させていくのかが本計画を読んでもわからないという印象があります。先ほど事務局から、具体的な施策は各分野の実行計画中に盛り込んであるとの説明があったが、本計画中でも、評価指標に具体的な取り組み内容を多く記載するなど、それがあ程度はわかるように工夫した方が良くと思います。</p>
(会長)	<p>専門職の相談は受け身であり、基本的には来てくれる人に対する支援ということになりがちだが、その段階ではかなり深刻な状況に進んでしまっているケースも多いので、これからはアウトリーチが大切になってくるのかなと思います。そのためには、日常の事務負担を軽減しなければならず、事務負担を減らすための AI の導入ということなどにも本当はこの計画で触れていかなければならないのかとも思いますが、福祉は特にアナログな世界なのでまだ難しいのかもしれない。ただ、本来であれば限られた人員の中で目標を達成するための環境づくりというの、計画中に盛り込むべきことなのかなとは思いますが。</p> <p>評価指標については、先ほどからご意見があるように、少ないかと思うのでもう少し充実させて、各課の具体的な取り組みがわかる形にできればと思います。</p>
(委員)	<p>56 ページに自殺対策について書かれているが、自殺対策として実際にどのような取り組みを進めていくのでしょうか。知人で自殺した方がいたが、何の前触れもなく自殺されたら遺族の方からは聞いています。そのようなケースもあるので、自殺を止めることは実際には難しいと思っています。また、宍粟市自殺対策計画とはどのようなものなのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>自殺対策計画は市町村で作成が義務化され、宍粟市においても平成 31 年 3 月に制定いたしました。宍粟市は兵庫県下でも 1～2 位の自殺率が高い市になっております。何度も自殺未遂を繰り返す方もいれば、先ほど平瀬委員からあったように何の前触れもなく自殺されるというケースもあります。ただ、前触</p>

	<p>れがなかったというケースの中でも、本当はいつもと違う変化があったり、サインを出されていたという場合もあるかもしれません。自殺の原因というのは亡くなってしまった方に聞くことはできないが、検察庁の調査結果によると、宍粟市では男性及び高齢者の自殺率が高いという特徴があるということがわかっています。もしかしたら何らかの傾向があったり、何か発信されていたということがあるかもしれません。そのような中で、周りがどのようなことに気づくことができるかということについて、難しいことではあるが、学んでいただくとということを経道に続けていくしかないのかなと考えています。</p>
(事務局)	<p>宍粟市自殺対策計画には、主要な施策が7つ盛り込まれています。その中で、ネットワークの強化やゲートキーパー研修などを通じた自殺対策を支える人材の育成、市民への啓発・周知などについて記載しています。広報8月号に掲載し、市民にお知らせもしています。</p>
(委員)	<p>自殺率のことについて評価指標に盛り込めるのではないのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>自殺率について今はこのくらいだが、何年後にはこれくらいにするのが目標であるということについては、自殺対策計画の中でも記載しているところであるので、地域福祉計画の中でも活用できると思います。</p>
(会長)	<p>自殺者の数を減らすということはもちろん大切であるが、残された遺族への支援も本当に大切だと思うので、セラピーであったりするのかと思うのですが、遺族への支援についても計画中に盛り込めればいいのかと思います。</p>
(事務局)	<p>調整します。</p>
(会長)	<p>他にありますでしょうか。ないようでしたら、続いて基本目標4について進めていきます。事務局から説明をお願いします。</p>
(事務局)	<p>第4章の基本目標4について資料に基づき説明。</p>
(会長)	<p>今の説明に対して何かご意見ご質問はありますでしょうか。 63ページの福祉避難所の協定数が15となっていて、33ページの12と整合性が取れていないようなので確認をお願いします。</p>
(副会長)	<p>62ページの「市の取り組み」中、一番下に「避難行動要支援者名簿」についての記載があるが、非常に重要なものだと認識しているが、個人情報の関係で整備が難しいのではないかと考えています。実際に名簿の作成はどれくらい進んでいるのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>地域防災計画の中で避難行動要支援者として定められているのは、世帯員全員が身体障害者手帳1～2級の保有者又は要介護3以上の方のみで構成されている世帯の世帯員となっており、現在市内では75名の方が対象になっていま</p>

	<p>す。その方につきましては、個別支援計画を作成し、同意がある場合は関係機関に情報提供をしています。ただ、県下で比較すると当市は避難行動要支援者の対象範囲がやや狭いということもあるので、見直そうとしているところではあります。</p>
(副会長)	<p>個別支援計画は自主防災組織のリーダーにも共有しているのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>個別支援計画については、地域の方や自主防災組織と連携して作りなさいというのが本来のルールではあるが、現在は対象者の数が少ないということで、保健師が中心となって作成しています。今後は地域の方と一緒に個別支援計画を作っていけたらと考え、準備を進めている所です。</p>
(副会長)	<p>地域の中でも防災というのは大きな問題だと思う。宍粟市でもいつ大きな災害が起こるかわかりません。要支援者のことを日頃から認識はしていても、いざ災害となった時に瞬時にはわかりにくいこともあると思うので、地域で連携して名簿を整備しておくというのは非常に重要なことだと思います。そのあたりを成果指標に盛り込めないでしょうか。</p>
(委員)	<p>民生委員としても災害時要支援者名簿は作成されていますよね。</p>
(副会長)	<p>民生委員・児童委員独自に災害時要支援者マップを作成していますが、守秘義務の関係でなかなか地域の皆さまにお示しすることが難しいところがあります。ただ、私たち民生委員・児童委員も自主防災組織の一員なので、その中では活用していくべきなのかなとも思います。民生委員、自主防災組織、行政がそれぞれで名簿を作成しているという現状があるが、連携したものが作れたらいいのにとおもいますが。</p>
(委員)	<p>私の自治会では、各戸で作成した名簿を隣保長が集め、自治会長の所に持ち寄り、いざ災害時には使用するというようにしています。民生委員さんが作られる名簿と突合して、間違いがないということが確認できれば良いと思うのですが、更新することが大切なので。</p>
(副会長)	<p>そう思います。私の自治会でも同じように名簿を作成して自治会長が保管していますが、有事の際に自治会長が不在でありすぐに名簿が取り出せないという問題もありました。夏場、自治会内で高齢者が熱中症で倒れて救急搬送になったことがあったが、親族の連絡先が必要ということで民生委員である私の所に連絡がありました。救急搬送にも立ち会ったが、救急隊員にご本人の氏名や生年月日を聞かれ、個人情報関係で答えていいものかとも思ったが、やはり命を守るために必要なことなのでお答えしたということもありました。守秘義務やそれぞれの事情というものはあるが、やはり一番大切なのは地域で協力して地域の方の命を守るということではないかと思いました。そのためにそれぞれが連携しなければならないと思います。</p>

(事務局)	担当課と調整して、検討させていただきます。
(会長)	個人情報の取扱いは慎重にならねばいけないところではあるが、平常時と災害時等の非常時で個人情報の取扱いを分けて考えるのも一つなのかなと思います。また、個人情報保護法では、第三者に情報を漏らしてはいけないということになっていますが、この第三者をどう規定するかという所だけだと思うので、そこを柔軟に考えることも一つなのかなと思います。それと、民生委員、自主防災組織、行政で話し合い、名簿の取扱いについて決めておけば、市内で一律に対応できてスムーズなのかなとも思います。計画に書き込むことは難しいかもしれないが、そういう取組みを進めていくことはできるのかなと思います。
(委員)	64 ページについてなのですが、ハード面のことばかり記載されている印象ですが、もう少しソフト面のことを記載できないのかなと思います。今、学校などで福祉学習をたくさんさせていただいていますが、心を育てる、人を育てるということは非常に大切であると思うので、そういったことも盛り込めればと思うのですが。
(会長)	ハード面のことのみだとただバリアフリーにすれば良いのかという印象になってしまうので、基本目標 1 (1) との兼ね合いを見ながら調整しましょうか。
(委員)	46～47 ページについて、「まるごと」との表現があるが、「丸ごと」に修正が必要ではないでしょうか。また、49 ページに「生活課題」との表現があるが、ガイドブック等では「地域生活課題」と表現されているので、表現を検討してはどうでしょうか。また、成年後見人についての所ですが、私も障害福祉に携わっていますが、障がい者の親の高齢化という問題は深刻であると感じていて、今後成年後見人を必要とされるケースも増えてくると思います。ですので、評価指標として成年後見の相談者数という項目を設けてはどうかと思います。
(会長)	山本委員からもあったが、「生活課題」であったり「困りごと」であったり表現がまちまちになっているところもあります。また、文章中に「」を多用しているが、何か意図があるのかなというように感じてしまいます。もし意図するところがあるのであれば、その旨を説明した方が良いと思うし、ないのであればもう少し整理が必要かなと思います。
(事務局)	全体的な表現の確認をします。
(会長)	他にないようでしたら、(2) 今後のスケジュールについてに移ります。事務局から説明をお願いします。
(事務局)	資料「第 3 期宍粟市地域福祉計画策定業務工程表」に基づいて説明。
(会長)	厳しいスケジュールの中ですが、良い計画を作れるように進めていきましょ

<p>(事務局)</p>	<p>う。今回の資料につきましても、まだ修正点がありましたら事務局にご連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>5 その他</p> <p>次回の会議は11月28日(木)14時から北庁舎401会議室にて開催させていただきますと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、次回の会議は11月28日(木)14時から北庁舎401会議室にて開催させていただきますのでよろしくお願いいたします。本日のご意見を基に修正させていただいたものを事前資料として、1週間前を目標に委員の皆さまに発送させていただきますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>(委員)</p>	<p>事前資料を確認した段階で何か意見等があれば、事前に事務局に伝えて、次回会議の資料としてご用意いただくことができれば、会議の時間の節約にもなるし、欠席委員の意見も反映できる形がとれるのではないかと思います。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>了解しました。案内文にその旨記載して事前資料とともに送付させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(副会長)</p>	<p>6 閉会</p> <p>スケジュールを見ると非常に大変ですが、少しでも良い計画ができるように進めていきたいと思っております。委員の皆さまもお忙しい中大変ですが、次回の会議に向けて事前の資料のご確認をお願いいたします。本日はありがとうございました。</p> <p>以上。</p>